

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《厚生年金基金関係》

平成24年2月1日

財政運営基準等の見直しに関する通知の発出について

平成24年1月31日付で、「厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について」（年企発0131第1号）および「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて」（年発0131第2号）が発出されました。内容は、平成23年7月14日付で意見募集された「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」および平成23年10月6日付で意見募集された「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」に概ね沿ったものです。以下に、主な内容をご案内します。

1. 最低責任準備金調整額の計算方法の見直し＜平成24年度決算から＞

現行：平成11年9月に遡って期ズレが解消されたとして計算した額から最低責任準備金を控除する

➡改正後：直近決算により確定した最低責任準備金を基に、現在の最低責任準備金の算定方法導入（平成11年10月）以降1年9ヵ月の間の利回りと直近決算以降1年9ヵ月間適用される厚生年金の運用利回りを考慮して期ズレの影響額を計算する

【見直し後の計算方法】

最低責任準備金調整額

= 当該事業年度末における最低責任準備金

× { (1 + 前事業年度における厚生年金運用利回り) ^ (9 / 12)

× (1 + 当該事業年度における厚生年金運用利回り) / 1.0723 - 1 }

2. 財務諸表の勘定科目の見直し＜平成24年度決算から＞

現行：資産勘定に資産評価調整額、未償却過去勤務債務残高を計上。

負債勘定に給付債務（数理債務、最低責任準備金（継続基準））を計上。

➡改正後：資産評価調整額、未償却過去勤務債務残高は廃止。

負債勘定には給付債務に代わり、責任準備金を計上。

責任準備金の中分類は、以下の通り。

- ・ 責任準備金（プラスアルファ部分）
 - ・ 最低責任準備金
 - ・ 最低責任準備金調整額
- 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高（内訳は欄外に表示）
- 最低責任準備金（継続基準）という名称は廃止されます。

信託協会から厚生労働省へ照会した結果、責任準備金（プラスアルファ部分）は負の値も取りうると回答を得ており、従来最低責任準備金（継続基準）とされていた責任準備金の下限は廃止されることとなりました。

<貸借対照表の見直しイメージ>

現行			改正後		
流動資産	流動負債		流動資産	流動負債	
	支払備金			支払備金	
固定資産	数理債務	給付債務	固定資産	責任準備金（プラスアルファ部分）	責任準備金
	最低責任準備金（継続基準）			最低責任準備金	
資産評価調整額				最低責任準備金調整額	
未償却過去勤務債務残高					
基本金（不足）	基本金（剰余）		基本金（不足）	基本金（剰余）	

責任準備金 = 数理債務 + 最低責任準備金（継続基準） - 資産評価調整額 - 未償却過去勤務債務残高 （下限は最低責任準備金（継続基準））	欄外：数理債務、未償却過去勤務債務残高 責任準備金 = 数理債務 - 未償却過去勤務債務残高 + 最低責任準備金 + 最低責任準備金調整額 （下限なし）
---	---

3. 継続基準の見直し<平成24年度財政検証から>

- ・時価基準で財政検証を実施する。（資産評価調整額は考慮しない。）
- ・変更計算実施の要否判定および変更計算においては、数理上資産を使用（資産評価調整額を考慮）することができるため、実質的には現行と同様の取扱いになる。

現行	改正後
① 純資産額 ≥ 責任準備金 継続基準に関する財政検証クリア	① 純資産額 ≥ 責任準備金 継続基準に関する財政検証クリア
② 純資産額 + 許容繰越不足金 ≥ 責任準備金 変更計算を留保することができる	② 純資産額 + 資産評価調整額 + 許容繰越不足金 ≥ 責任準備金 変更計算を留保することができる
③ 純資産額 + 許容繰越不足金 < 責任準備金 変更計算を実施する必要あり	③ 純資産額 + 資産評価調整額 + 許容繰越不足金 < 責任準備金 変更計算を実施する必要あり

4. 非継続基準の見直し<平成24年度財政検証から>

以下の通り改正されます。ただし、激変緩和措置として5年の経過期間が設けられるとともに、通知発出後1年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況、厚生年金基金制度を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づき必要な措置を講ずるとされています。

- ① 純資産額 ÷ 最低責任準備金 ≥ 1.05 かつ 純資産額 ÷ 最低積立基準額 ≥ 1.00 (※1)
 非継続基準に関する財政検証クリア

- ② 「純資産額÷最低責任準備金 ≥ 1.05 かつ 純資産額÷最低積立基準額 ≥ 0.90 (※2)」
かつ「過去3事業年度のうち2事業年度以上で純資産額÷最低責任準備金 ≥ 1.05 かつ 純資産額÷最低積立基準額 ≥ 1.00 (※1)」
変更計算不要

- ③ ①②に該当しない場合

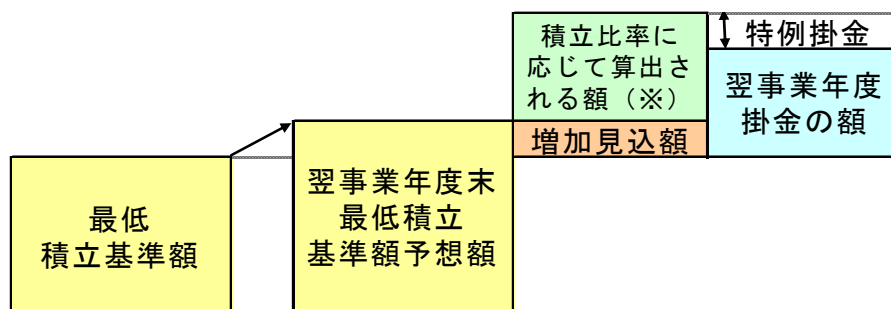
積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法により変更計算を実施する必要あり
(平成28年度財政検証までは積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方
方を用いることも可能。)

(※1)、(※2)は5年間の経過期間を設けて以下の通り引上げられる。

基準日	平成23年度末(現行)	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末以降
(※1)	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00
(※2)	0.80	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90

<積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法>

「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額+ 積立比率に応じて算出される額」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合、当該差額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。(改正後は数理上資産額の使用は不可。)

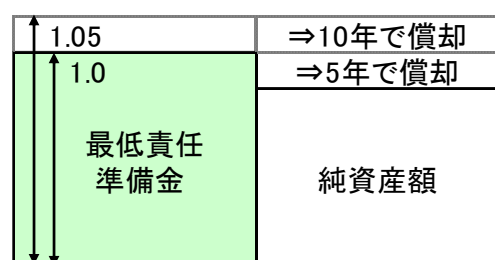
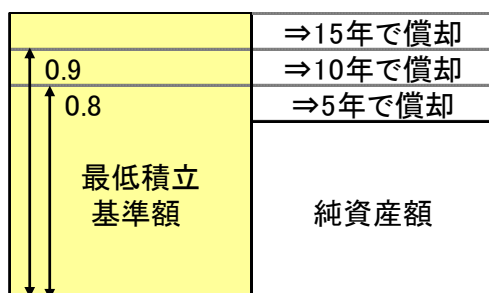


翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額の対象から代行部分を外し、翌事業年度の掛金の額から免除保険料を控除する改正は、今回は見送られました。(今後、適正な計算方法について検討の上、見直される見込みです。)

(※) 積立比率に応じて算出される額

純資産額÷最低積立基準額が0.8未満の部分は5、0.8以上0.9未満の部分は10、0.9以上1.0 (平成24年度：0.92、平成25年度：0.94、平成26年度：0.96、平成27年度：0.98) 未満の部分は15で除して得た額の合計以上、純資産額が最低積立基準額を下回る額以下で規約に定める額。

純資産額÷最低責任準備金が1.0未満の部分は5、1.0以上1.05未満の部分は10で除した額の合計以上とする必要もあり。



<経過措置期間中の回復計画の前提>

財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して**7年以内**に積立水準が回復するような計画を作成する。(10年以内とする経過措置は平成24年3月31日で終了)

【現行】

【改正後】

最低責任準備金の予測に用いる利回り(注1)	下限：以下のいずれか小さい率 ・直近過去5事業年度の厚生年金本体運用利回り実績の平均 ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※	厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※
年金資産の予測に用いる利回り	上限：直前の財政計算で用いた予定利率	上限：以下のいずれか大きい率 ・基金の運用利回りの過去5事業年度の平均 ・計画作成時の最低積立基準額の算定利率(注2) ・厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回り※
資産額	数理上資産額の使用も可能	数理上資産額の使用は不可
加入員数の見込み	基準なし	過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む

※	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32以降
	利回り(%)	1.92	2.03	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

(最低責任準備金の予測に用いる率は最大1年9ヵ月遅れで適用)

(注1) 実績が判明している場合はその利率を用いること。

(注2) 基準利率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率としている場合は、乗じた後の率。

<指定基金に関する留意点>

- ・指定基金については、積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法、積立水準の回復計画を作成する方法のいずれにおいても、健全化計画の最終事業年度末日における純資産額が最低責任準備金に0.9を乗じて得た額以上であることとされていたが、この要件は通知発出以降適用しないこととされた。

5. 特例的扱い

(1) 掛金引上げ猶予措置

- ・財政計算の結果、掛金の引上げが必要となる基金(指定基金を除く。)において、設立事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。
- ・ただし、標準掛金および特別掛金については、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。(特例掛金は規約への規定は必要なし。)

(2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例

- ・平成25年4月1日までの間に、予定利率の引下げに伴い給付設計の変更を行う旨の規約変更を行う場合には、少なくとも標準掛金の算定を行えばよい。
- ・ただし、当該規約変更を行った後は、原則どおり、財政運営基準に基づき財政運営を行うものとする。

6. その他の事項

		適用時期	内容
①	財政再計算時期の見直し	平成 24 年度財政計算から	すべての基礎率を見直して行う財政計算を財政再計算と定義する。(見直した結果、一部の基礎率を据え置く場合を含む。) 例えば、人員変動に該当し、基礎率を見直した場合、次回財政再計算はその計算基準日の翌々日から 4 年が経過した日が属する事業年度末となる。
②	特別掛金率の計算方法の見直し	発出日から	特別掛金の計算に加入員数の動向や将来の給与水準の変化を織り込めるようにする。
③	過去勤務債務の償却方法の見直し	発出日から	特別掛金の段階引上げについて、「選択一時金の休止」および「許容繰越不足金の制限」の要件を課さないこととする。
④	確定拠出年金へ的一部移行に伴う一括拠出の緩和	発出日から	確定拠出年金へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る積立不足に限定する。(政令は公布済)
⑤	選択一時金における一時金換算率の要件緩和	発出日から	一時金の上限額の算定に用いる割引率を一時金選択時の直前の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率または加算年金支給開始要件を満たしたときの直前の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち最も低い下限予定利率とする。
⑥	キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	発出日から	キャッシュバランスプランにおける再評価の指標として、一定の上下限(下限は 0 以上)を付した市場インデックス(東証株価指数等)の使用を可能にする。
⑦	業務報告の簡素化等	平成 24 年度決算から	業務報告書の以下の記載項目を除外または追加。 《除外項目》 掛金徴収状況の徴収決定済額のうち加入員負担分、離婚分割状況、適格退職年金からの移行状況 《追加項目》 掛金拠出状況(月別)

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上